

質問に対する回答②

質問項目	質問内容	回 答						
実施要領 2(6)収納データ等の分割受領	No1～7についてすべて別々でデータファイルを作成・配信する場合に、見積上限額内の範囲で7つそれぞれに、月額基本手数料を設定可能の認識で合っていますでしょうか？	ご認識のとおりです。 実施要領5(1)提出書類オ提案書 7 経費の提案内容に、月額基本料金の積算根拠を記載してください。 (例) 月額基本料 <table border="0"> <tr> <td>玉 名 市</td> <td>90,000円</td> <td>(15,000円×6データ)</td> </tr> <tr> <td>玉名市企業局</td> <td>15,000円</td> <td>(1データ)</td> </tr> </table>	玉 名 市	90,000円	(15,000円×6データ)	玉名市企業局	15,000円	(1データ)
玉 名 市	90,000円	(15,000円×6データ)						
玉名市企業局	15,000円	(1データ)						
実施要領 5(1)提出書類 オ提案書5仕様	「伝送ファイルレコード」について、収納代行会社によりレコード仕様が異なりますが、特にご指定のレコード仕様はない認識でよろしいでしょうか？弊社標準レコード仕様のご提示を想定しています。	指定のレコード仕様はございません。 最優秀提案者と協議の上、レコードの仕様を決定します。						

質問項目	質問内容	回 答
仕様書 3収納代行業務に係る取扱手数料(2)キ	弊社では確報データ配信後、3営業日後にお振込みを行っております。 「口座に払込みまで完了した件数」の場合、月末に確定したお支払い（確報データ）は当月中のお支払いである一方、実際には次月に入ってから貴庁にお振込みとなることから、月度の概念・区切りが難しくなってしまうデメリットがございます。本事由により弊社では、本文の前者にある「当日中に送付した確報件数」を元に手数料算出を行っておりますが、この方法でご容赦お願いできませんでしょうか。	仕様書の「3 収納代行業務に係る取扱手数料」の「（2）キ」を「取扱手数料は、当月中に送付された確報件数、または市及び企業局が指定する金融機関の口座に払込みまで完了した件数に基づき算定する。」に改めます。
実施要領 2 （7）見積上限額 ウ 確報データに基づく収納 1 件当たりの取扱手数料	上限額が70円/件とございますが、落札後にコンビニエンスストアやキャッシュレス決済事業者等から取扱手数料の値上げ要請があり、その要請を受けざるを得ない場合に、取扱手数料の金額変更について玉名市様及び玉名市企業局様と弊社での協議は可能でしょうか。 （別紙のとおり人件費の高騰等を理由に収納代行の料金見直しの動きがあり、コンビニエンスストア連名にて全ての収納代行会社宛に収納代行手数料の値上げ要請がきております。）	原則提案いただいた金額を超える金額での業務委託は、行いません。契約期間は令和9年3月31日までとなります。 ただし、契約期間中であっても、全国的に1件当たりの取扱手数料の見直しが行われ、税公金の収納代行業務委託を実施している多くの自治体が、契約更改し、本市の契約金額が、著しく相場とかけ離れた金額となるような場合は、協議検討いたします。

質問項目	質問内容	回 答
仕様書 2 履行（3）	市及び企業局とそれぞれ契約を行うものとする。とございますが、落札後の契約書及び仕様書について、玉名市指定の契約書及び仕様書にて締結が必要か。落札後に契約書及び仕様書内容の協議は可能でしょうか。	契約書及び仕様書は、必要な条項が定められていれば、玉名市指定の契約書でなくても構いません。 契約書及び仕様書の内容は協議の上、決定します。 また、玉名市指定の契約書及び仕様書を使用する場合等に別途費用がかかる場合は、見積書に係る積算内訳書の④その他諸経費に計上し、提案書に内容を記載してください。
仕様書 4 （2）ア	納付者が持参した納付書等に付されたバーコードの情報をバーコードスキャナで読み取った上で、その情報に基づき現金を領収する。とありますが、コンビニ独自のカードにて電子マネーによる支払いが可能となっております。ご了承くださいませでしょうか。（尚、弊社には現金で届きますため、玉名市様へも現金を払込みます。また、コンビニ側の仕様であるため、代行業者によって異なるものではございません。）	差し支えありません。

質問項目	質問内容	回 答
仕様書 4 (1) (2)	押印箇所や収納取扱店に関する記載などコンビニエンスストアにおける収納事務に関する記載内容であると考えられるが、キャッシュレス決済事業者向けには該当しない記載内容は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
仕様書 7 (1) イ市及び企業局への 確報データ送付	収納代行業者は、収納日、または確定日ごとに取りまとめ、月に6回以上市及び企業局に送付する。とございますが、月に5回の場合もございますので、「原則、月に6回以上」と読み替えてよろしいでしょうか。	「月に6回以上」を「原則月に6回以上」とします。 よって、仕様書の「7 収納代行業務予定表の作成」の「(1) イ」中の「月に6回以上市及び企業局に送付する。」を「原則月に6回以上市及び企業局に送付する。」に改めます。
仕様書 12 帳票等の管理 (1) ア	収納データを1年間保管するものとする。とございますが、コンビニ各本部並びにキャッシュレス決済事業者においては、現状、コンビニ本部では1ヶ月程度の保存期間となっているチェーンもございます。収納代行業者並びにコンビニ本部ともに、他自治体様の取扱と同様の保存期間とさせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。尚、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。	「質問に対する回答①」をご確認ください。 収納データは、「1年間保管」を「原則1年間保管」とします。 よって、仕様書の「12 帳票等の管理」の「(1) ア」中の「1年間保管するものとする。」を「原則1年間保管するものとする。ただし、コンビニ各本部及びキャッシュレス決済事業者が収納データの保存期間を1年間未満で定めている場合は、その最長期間とする。」に改めます。

質問項目	質問内容	回 答
仕様書 13 個人情報の保護・秘密の保持	コンビニ収納サービスにおける個人情報、自治体様の納付書及び納付書を元に作成される文書とされております。保管期間経過もしくは業務完了ごとに毎日全ての自治体様に処分内容を書面で報告させることは不可能であるため、コンビニにて保管している納入済通知書は、保管期間経過後は焼却又は溶解等の確実な方法により廃棄処分する旨コンビニ各社との契約上に定めることで担保しておりますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
仕様書 8 (1)	インターネット回線等とございますが、玉名市様及び玉名市企業局様どちらもLGWAN回線によるデータ伝送は可能でしょうか。	可能です。 費用面を考慮してインターネット回線等としましたが、LGWAN回線での提案を妨げるものではございません。